



発行 東京都

目次

告示

○令和二年度非常勤職員の第一種報酬の額……………一

……………（福祉保健局総務部職員課）……………

○保安林の指定施業要件の変更予定……………二

……………（産業労働局農林水産部森林課）……………

告示（教）

○東京都立中央図書館及び東京都立多摩図書館の休館……………二

公告

○優良映画等の推奨……………二

……………（都民安全推進本部総合推進部若年支援課）……………

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………二

……………（主税局課税部課税指導課）……………

○軽油引取税に係る免税証の無効処分……………二

……………（同）……………

○権利変換計画の変更……………三

……………（都市整備局市街地整備部再開発課）……………

○開発行為に関する工事完了……………三

……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）……………

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………三

……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………

告示

●東京都告示第千七百七十六号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）第七条の規定

に基づき、令和二年度における非常勤職員の第一種報酬の

額を次のとおり告示する。

令和二年九月十五日

東京都知事 小池 百合子

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
福祉保健局	保健医療顧問医	日額	44,200円

附則

この告示は、令和二年九月十六日から施行する。

●東京都告示第千七百七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和二年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西多摩郡日の出町大字大久野字松尾四五三八番一・四五三九番・字三ツ沢焼岩四七八番ワ・同番カ(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)及び字細尾三三八三番一
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面

及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び日の出町役場に備え置いて縦覧に供する。)

告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第四十四号

東京都立図書館(昭和六十二年東京都教育委員会規則第十一号)第四条ただし書及び第十一号の規定により、東京都立中央図書館及び東京都立多摩図書館を次のように休館する。

令和二年九月十五日

東京都教育委員会

- 一 期日 令和二年十月十六日、同年十一月二十日及び同年十二月十八日
- 二 理由 設備等の保守点検のため

公 告

優良映画等の推奨について

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第五条第二号の規定により、青少年を健全に育成する上で有益であるものとして、次のとおり推奨する。

令和二年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

推奨番号	種類	名称	制作者等	推奨理由
四七〇	映画	マロナの幻 想的な物語	アンカ・ダ ミアン/ロ ン・ディエ ンス/トマ ス・レイヤ ース	青少年を健全に育成する上で有益であると認める。

四七一 映画 靴ひも

Trans film production

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四九条の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和二年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
有限会社 荒井商店	荒井 政夫	東大和市高木三丁目三百五十三番地	令和二年七月三十一日

軽油引取税に係る免税証の無効処分について

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四九条の二十一第六項の規定により交付した次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)第十六号の十三様式による軽油引取税に係る免税証を、同表下欄の事故発生日以降無効とした。

令和二年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

軽油引取税に係る免税証

免税証の種類	組番号	枚数	被交付者	事故発生日
百リツトル券	〇四〇G 二一〇六 六〇	一枚	住所氏名	
			練馬区上伊藤	令和二年八月十四日
			石神井二丁目十三番八ー一	
			〇四号	

権利変換計画の変更について

晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業の権利変換計画を変更したので、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第八十六条第一項の規定により、次のとおり公告する。

令和二年九月十五日

晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業

施行者 東京都

東京都知事 小池百合子

一 第一種市街地再開発事業の名称
晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業

二 施行者の名称
東京都

三 事務所の所在地
中央区勝どき一丁目七番三号
勝どきサンスクウェア
東京都第一市街地整備事務所

四 権利変換計画に係る施行地区に含まれる地域の名称
中央区晴海五丁目の一部

五 権利変換計画の認可を受けた年月日
平成二十八年四月二十六日

六 権利変換計画の変更の認可を受けた年月日
令和二年九月三日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年九月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

あきる野市二宮字南分二千二百五番二、二千二百七番三から同番五まで、二千二百八番一及び同番五
青梅市河辺町七丁目六番地十九
有限会社さくらホーム
代表取締役 桜井潤

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名) (二)住所(団体にあっては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和二年九月十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一

号）に到着するよう提出してください。

令和二年九月十五日

東京都知事 小池百合子

新宿三丁目イーストビル

新宿区新宿三丁目一番二十六号

東京商工会議所ほか四名

千代田区丸の内三丁目二番二号ほか

東映株式会社

多田憲之

手塚治

株式会社丸井ほか一名

神奈川県鎌倉市浄明寺五丁目七番三十一号（メーカーズシャツ鎌倉株式会社）

神奈川県鎌倉市雪ノ下四丁目二番十五号（メーカーズシャツ鎌倉株式会社）

青木正久（株式会社丸井）ほか

青野真博（株式会社丸井）ほか

令和二年七月一日ほか

令和二年八月二十五日

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一

号）

令和二年九月十五日から令和三年一月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東

一 店舗名

二 店舗所在地

三 設置者名

四 設置者住所

五 変更を行った設置者名

六 変更前の設置者の代表者名

七 変更後の設置者の代表者名

八 変更を行った小売業者の氏名又は名称

九 変更前の小売業者の住所

十 変更後の小売業者の住所

十一 変更前の小売業者の代表者名

十二 変更後の小売業者の代表者名

十三 変更日

十四 届出日

十五 縦覧場所

十六 縦覧期間

十七
縦覧時間

京都条例第十号)に定める休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 ○三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 ○三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

